

堺市屋外広告物審議会 資料

平成25年5月

1. はじめに

■屋外広告物の見直しに係る検討の方向性(前回審議会での整理)

2. 禁止区域の見直しについて

2-1 沿道禁止区域(指定道路に接続する禁止区域)に関する見直し

3. 許可基準等の見直しについて

3-1 市全域に係る見直し(許可区域の設定及び許可基準)

3-2 個別基準に係る見直し

①バス停広告に関する基準

②バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に関する基準

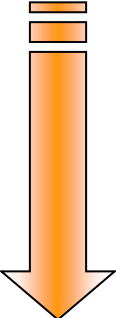
③消火栓標識を利用する広告に関する基準

1. はじめに

1. はじめに

■屋外広告物の見直しに係る検討の方向性

平成8年 4月 堺市屋外広告物条例 施行



○景観に対する社会的関心の高まり、社会環境の変化

●屋外広告物条例の施行後17年が経過し、現在の社会環境や新たに施行された堺市景観計画(H23年6月策定)なども踏まえた“見直しの必要性”が生じている

○現在の社会環境に応じた“わかりやすい基準”への見直し

- ①指定道路に接続する禁止区域(以下、沿道禁止区域と呼ぶ)に関する見直し
- ②許可基準に関する整理・見直し

○地域特性に応じた“屋外広告物の在り方”の検討

- ①“重点的に景観形成を図る地域”の屋外広告物の在り方
 - ・百舌鳥古墳群周辺地域
 - ・堺環濠都市地域
- ②商業地域などの土地利用状況を踏まえた屋外広告物の在り方

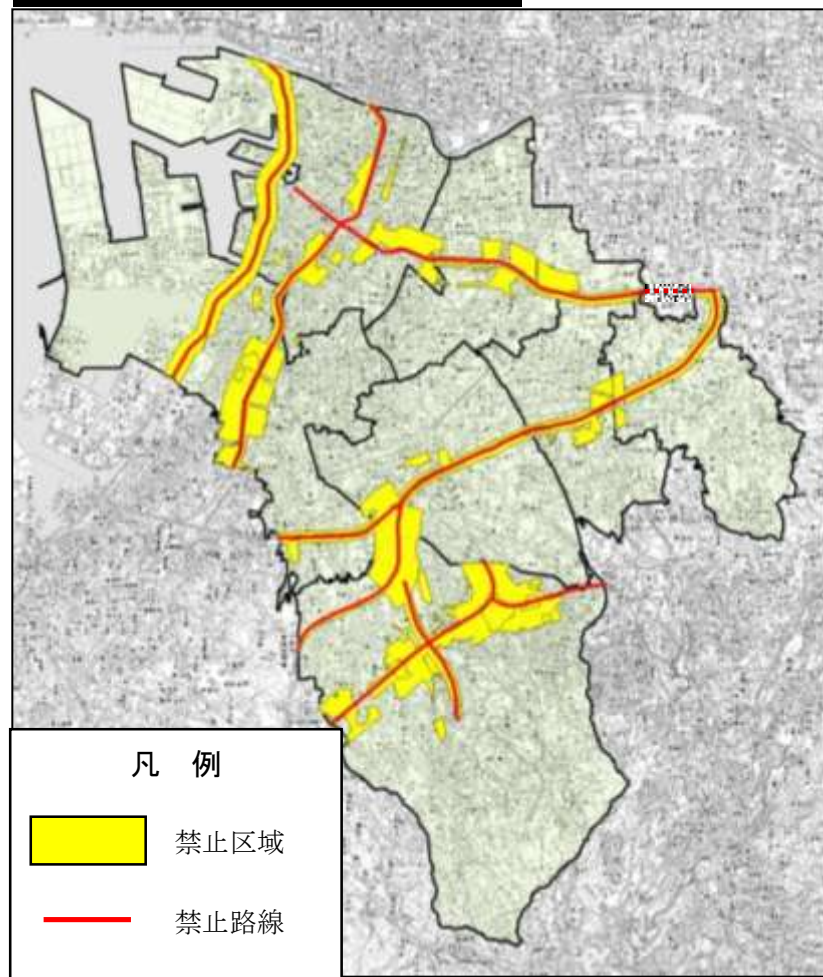
2. 禁止区域の見直しについて

2-1. 沿道禁止区域(指定道路に接続する禁止区域) に関する見直し

2. 禁止区域の見直しについて

2-1. 沿道禁止区域(指定道路に接続する禁止区域)に関する見直し

【現在の沿道禁止区域】



○現状と課題

■ 9路線を指定し、道路沿道の非自家用広告物(自家用広告物以外の野立看板等)を規制

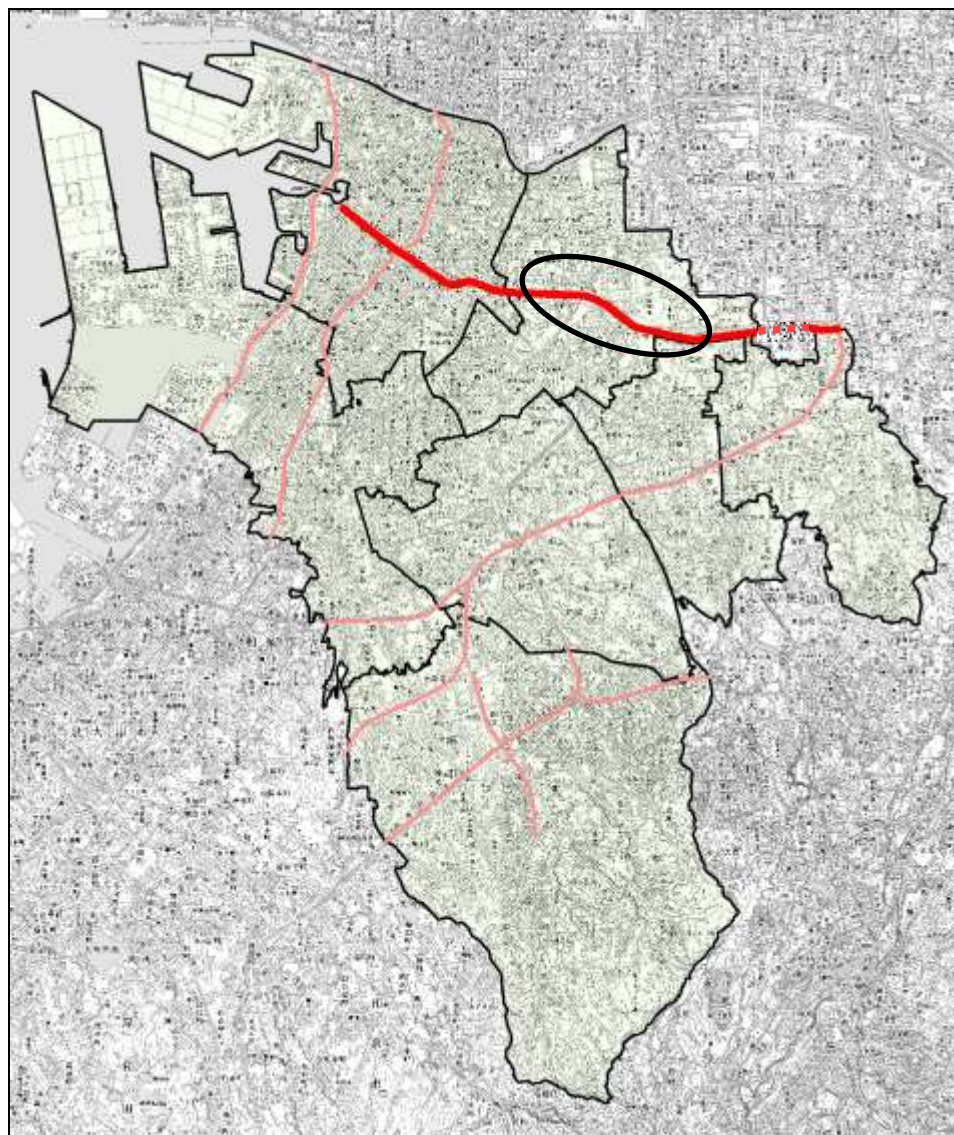
■ 府道大阪中央環状線及び国道26号(平面道路区間)について、市街化の進行に伴い、非自家用広告物のみを規制する意味合いが希薄化

■ 指定道路からほとんど視認できない範囲 も現在は規制の対象

■ 禁止区域が虫食い状態や飛び地となり、分かりづらい区域設定

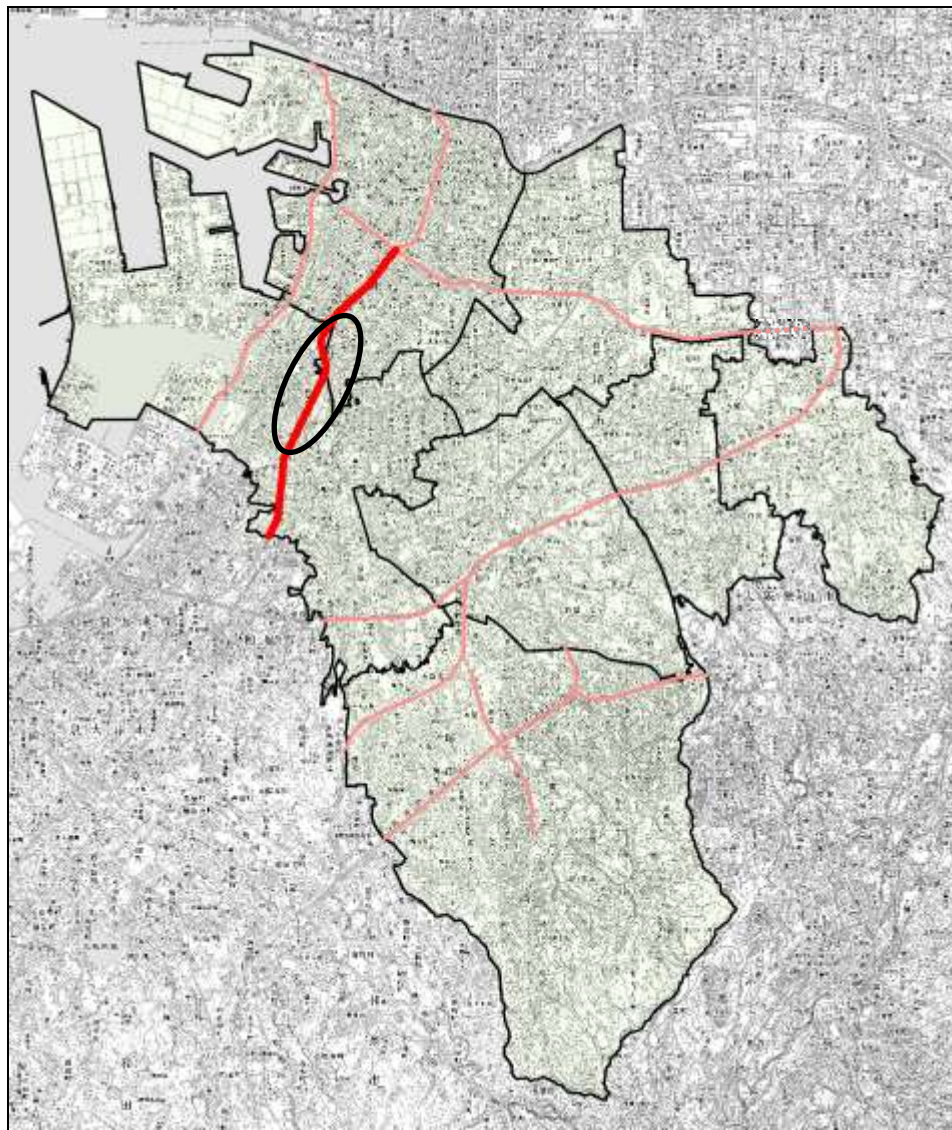
【現在の沿道状況】

■府道大阪中央環状線



【現在の沿道状況】

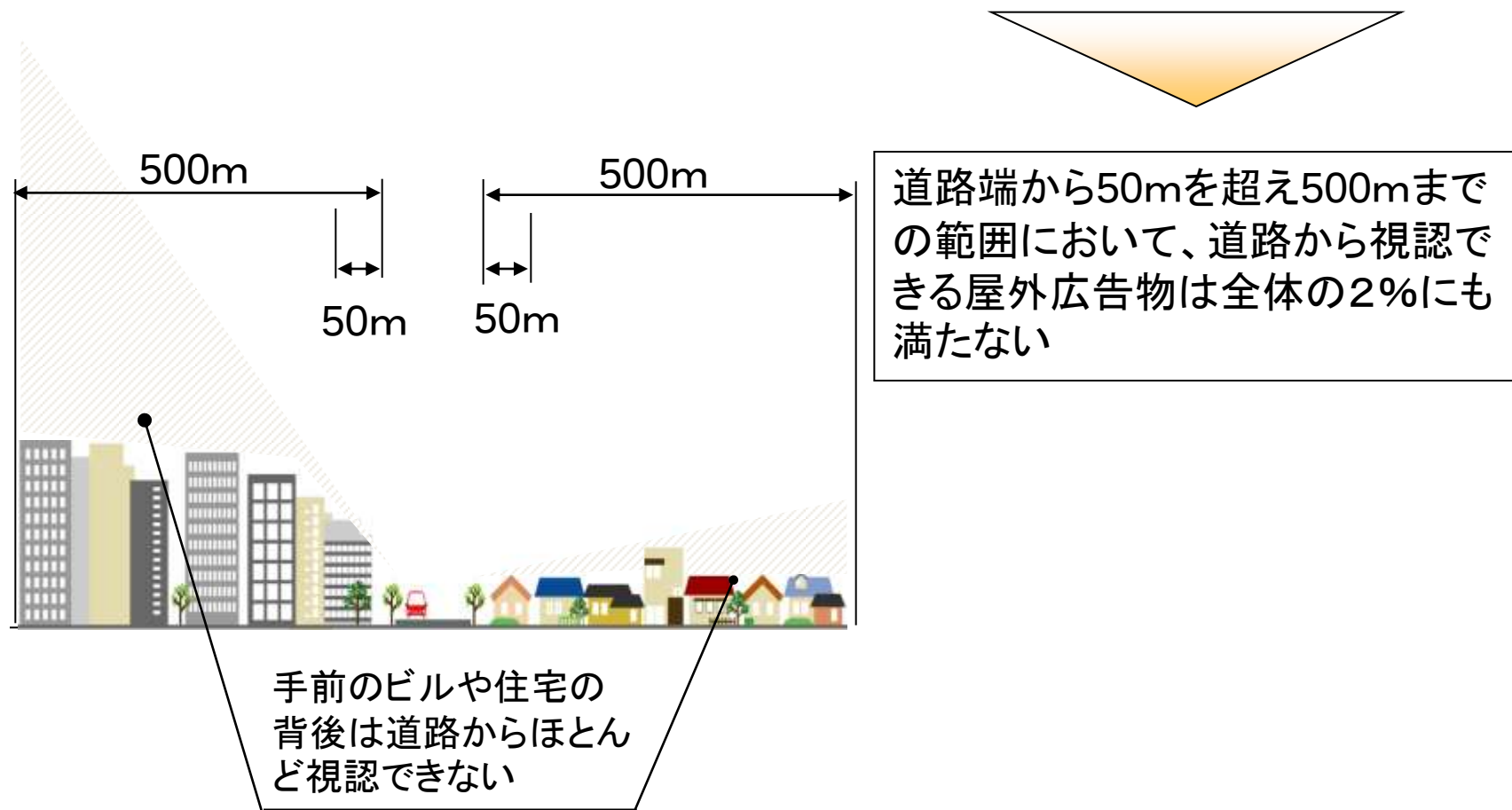
■ 国道26号



2. 禁止区域の見直しについて

2-1. 沿道禁止区域(指定道路に接続する禁止区域)に関する見直し

●市街化が進んだ地域において、指定道路からほとんど視認できない範囲(道路端から50mを超え500mまでの地域)も非自家用広告物の規制対象となっている。



2-1. 沿道禁止区域(指定道路に接続する禁止区域)に関する見直し

禁止区域が虫食い状態となり、飛び地的な禁止区域が生まれ、分かりづらい区域設定となっている。

一般制限区域における禁止区域

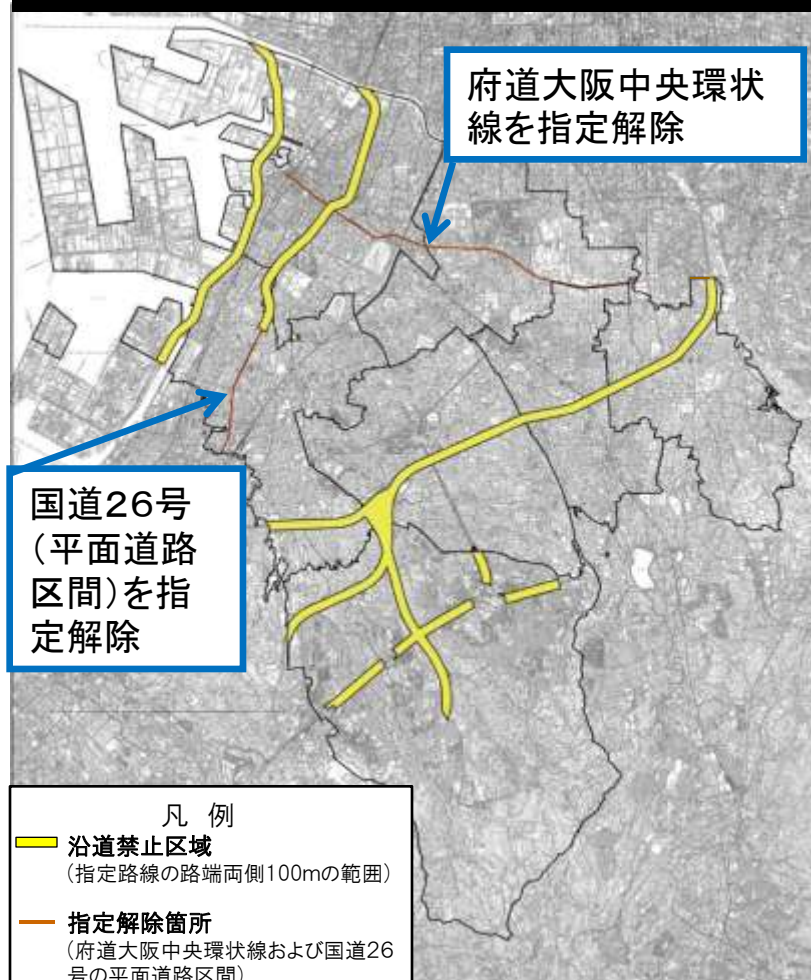
重点制限区域における禁止区域



2. 禁止区域の見直しについて

2-1. 沿道禁止区域(指定道路に接続する禁止区域)に関する見直し

【現在の沿道禁止区域の見直し案】



○見直し案

■ 府道大阪中央環状線および国道26号(平面道路区間)を指定解除

⇒現状に即した路線指定へと改善